長浜市社会福祉協議会 福祉用具貸出事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長浜市内において在宅で生活する要援護者等に対して、福祉用具を貸し出すことにより、日常生活の自立援助および介護者の負担軽減を図ることを目的に福祉用具の貸出を行う。

(貸出福祉用具)

- 第2条 貸出用福祉用具は、次の各号に定める福祉用具を貸し出すものとする。
 - (1)車椅子

(対象者)

- 第3条 対象者は、次の各号に定める者とする。
 - (1)市内在住者で、疾病またはしょうがい等の事由により福祉用具の使用が必要と認められる者とする。ただし、介護保険等において福祉用具の貸与を受けられる者は貸出の対象としない。
 - ②長浜市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が必要と認める者

(貸出期間)

第4条 福祉用具の貸出期間は、原則として1年以内とする。ただし、本会が引き続き福祉用具の使用が必要と判断した場合はさらに貸出期間を延長することができる。

(申 請)

第5条 福祉用具の貸出を受けようとする者(以下、「借受人」という。)は、福祉用具使用申請書(様式第1号)を提出し、本会の許可を受けなければならない。

(利用料)

- 第6条 利用料の貸出は無料とする。
 - 2 貸出における福祉用具の運搬及び維持管理、経年劣化にともなう補修に要する経費は、借受人が負担するものとする。

(その他)

- 第7条 借受人は次の各号に定める規定を遵守するものとする。
 - (1)借受人は、福祉用具の取り扱い方法を守り損傷させないように留意するとともに、故意または過失等により損傷した場合は、弁償の責を負うものとする。
 - (2)借受人は、用具の使用に際しては正確に取り扱い、故意又は過失等により使用者もしくは介護者等が危害を受けた場合は、その責は借受人にあるものとする。
 - (3)借受人は、貸出期間中に用具の損傷等があったときは速やかに本会に報告しなければならない。

(4)借受人は、貸出期間が終了した場合又は貸出の必要が無くなったときは福祉用具を清掃清潔にして速やかに返納しなければならない。

附則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。